

令和2年度から市税の納め方が変わります!!

広報10月号でもお知らせしておりますが、令和2年度から「集合主税方式」を廃止し、市道民税・固定資産税・軽自動車税の3税の納税通知書を、それぞれの税目ごとに送付する「**単税方式**」に変更します。「**単税方式**」となったことにより、個々の税額が分かりやすくなり、課税明細書もさらに見やすくなります。

納税通知書を送付する月及び納付していただく月は、以下のとおりとなります。

〈令和2年度の送付月及び納付月〉

税目	納付月									
	送付月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
市道民税 (4回払い)	6月		1期		2期		3期		4期	
固定資産税 (4回払い)	5月	1期		2期		3期		4期		
軽自動車税 (1回払い)	5月	1期								

例：市道民税は6月に送付しますので、6月、8月、10月、12月の4回で納めていただきます。なお、単税方式への変更に伴い、税目ごとに納付月・回数が変わりますが、年間の合計税額への影響はありません。

※国民健康保険税については変更がありませんので、従来どおり6月に送付し、6月から2月までの9回で納めていただきます。



軽自動車税の納税通知書・車検用納税証明書について

- ・今回の変更により、軽自動車税の納税通知書は**車輻ごとに1通ずつ発行**となります。また、**納税通知書の一片が車検用の納税証明になっています**ので、保管して車検の際にご利用ください。

口座振替・自動払込について

納税通知書が変わることで、納め忘れが生じることも予想されます。

今まで口座振替等を利用されていない場合でも、令和2年度以降は税目ごとに口座振替等の登録が可能ですので、「安全」・「便利」・「確実」な口座振替等のご利用をぜひご検討ください。(1税目のみの登録も可能です。)

●現在口座振替を利用されている方

現在、口座振替等を利用されている場合は、市道民税、固定資産税、軽自動車税のすべてを口座振替等に移行しますので手続きは不要です。

※令和2年度以降、一部を自主納付に変更したい場合は、市役所、総合分庁舎、七重浜・茂辺地両支所の各窓口にて「北斗市口座振替停止届」の提出が必要です。

●口座振替・自動払込の申込は金融機関へ

取扱金融機関・ゆうちょ銀行等の店舗、市役所、総合分庁舎、七重浜・茂辺地両支所の各窓口にて「北斗市口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、預貯金通帳と通帳にご使用の印鑑及び納税通知書をお持ちのうえ、取扱金融機関・ゆうちょ銀行等の店舗でお申込みください。4月中に申し込みますと、5月分からの口座振替となります。取扱金融機関等は、納税通知書または納付書の裏面をご覧ください。

※市税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などの納期限を記載した「北斗市税等納期限一覧表」を4月に配布します。